

国立市地域建設業経営強化融資制度の利用に伴う債権譲渡の承諾に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、国立市（以下「市」という。）と工事請負契約（以下「請負契約」という。）を締結している請負事業者（以下「受注者」という。）が地域建設業経営強化融資制度（平成20年10月17日付国総建第197号、国総建整第154号通達（以下「基本通達」という。））に基づく。以下「融資制度」という。）を利用する場合において、国立市工事請負契約約款（以下「工事請負契約約款」という。）第5条第1項ただし書きに基づき工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）を承諾する際に必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 市が融資制度に係る債権譲渡を承諾できる工事は、次の各号の全てに該当する工事とする。

- (1) 契約金額が1,000万円以上の建設工事であること。
なお、契約変更により契約金額が変更された場合は、債権譲渡の承諾申請を行った時点における変更後の契約金額が1,000万円以上であること。
- (2) 工事の進捗率が全体の2分の1以上であること。
- (3) 債権譲渡の承諾に係る年度内に完了することが見込まれる工事であること。
ただし、債務負担行為に係る工事又は翌年度に繰り越される工事については、債権譲渡の承諾申請時において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満の工事であること。
- (4) 国立市契約事務規則（昭和39年6月規則第19号。以下「規則」という。）第56条第1項に規定する前金払（以下「前金払」という。）による工事であること。
- (5) 次の事項のいずれにも該当していないこと。
 - ア 債権譲渡承諾依頼書（第1号様式）の提出日から当該請負契約の履行期限までの期間が2週間に満たない場合
 - イ あらかじめ債権譲渡を禁止する旨の定めがあり、工事請負契約約款第5条第1項ただし書きを適用しない契約である場合
 - ウ 履行保証を付したもののうち、市が役務的保証を必要とする場合
 - エ その他、受注者の施工能力に疑義が生じているなど、債権譲渡を認めることが不相当と判断される場合

(債権譲渡人)

第3条 市が融資制度に係る債権譲渡を承諾できる受注者（以下「債権譲渡人」という。）は、次の各号の全てに該当していなければならない。

- (1) 中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者をいう。以下同じ。）であること。なお、債権譲渡人が建設共同企業体（以下「JV」という。）の場合は、全ての構成員が中小・中堅元請建設業者であること。
- (2) 次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項に規定する破産手続開始の申立てをした場合
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に規定する更正手続開始の申立てをした場合
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に規定する再生手続開始の申立てをした場合
 - エ 会社法（平成17年法律第86号）第511条第1項に規定する特別清算開始の申立てをした場合
 - オ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - カ その他債務の弁済が不可能となった場合

（債権譲受人）

第4条 市が債権譲渡を承諾できる工事請負代金債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う次の各号のいずれかに該当する者であって、一般財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）から債務保証承諾書（根保証用）の発行を受けた者とする。

- (1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に定める事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）
- (2) 公益法人である建設業協会等の団体
- (3) 建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、融資制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たすものとして振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者

（債権譲渡の範囲）

第5条 譲渡の対象となる工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合において、工事請負契約約款第28条第2項の検査に合格し引渡しを受けた既済部分に対応する工事請負代金から、既に支払をした前金払による支払金額（以下「前払金額」という。）、規則第56条の2第1項に規定する中間前金払による支払金額（以下「中間前払金額」という。）、規則第57条に規定する部分払による支払金額（以下「部分払金額」という。）及び請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、請負契約が解除された場合においては、工事請負契約約款第46条第1項の既済

部分の検査に合格し引渡しを受けた当該部分に相応する工事請負代金から既に支払をした前払金額、中間前払金額、部分払金額及び請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 債権譲渡承諾後に当該請負契約に変更が生じ、契約金額が増減した場合の工事請負代金債権の額は、債権譲渡承諾時の工事請負代金債権の額から契約変更により増額又は減額された後の額とする。

(譲渡債権の担保の範囲)

第6条 融資制度により譲渡する工事請負代金債権は、次のものに限り担保するものとし、債権譲受人が債権譲渡人に対して有するその他の債権を担保するものではない。

- (1) 融資制度による債権譲受人からの債権譲渡人に対する貸付金
- (2) 保証事業会社（公共工事の前払い金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）が当該工事に関して当該債権譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権

(支払計画書等の提出)

第7条 債権譲渡人が債権譲受人から融資を受けるときは、当該請負契約に係る融資申請時までの下請負人等への工事代金支払報告書及び借入金の下請負人等への支払計画書を債権譲受人に提出するものとする。

(債権譲渡の承諾申請)

第8条 債権譲渡人は、債権譲受人との間に、市の債権譲渡の承諾を停止条件とする債権譲渡契約を締結するものとする。

- 2 債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人と債権譲受人が共同して次の書類を持参する方法により市長に提出するものとし、郵送による提出は認めない。ただし、共同して持参できない場合は、委任状（第2号様式）を提出することにより、単独で提出することができるものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書（第1号様式） 3通

(2) 締結済の債権譲渡契約証書の写し 1通

様式は、平成20年10月17日付国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号通達（以下「融資制度事務取扱通知」という。）に定める様式3を準用することとし、国土交通省において当該通知が改正された場合は、改正後の通知に基づくものとする。

(3) 工事履行報告書（第3号様式） 1通

(4) 債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書（発行日から3か月以内の原本）各1通

(5) 当該請負契約締結時の債権譲渡人の印が、使用印又は代理人印（以下「使用印

等」という。)である場合は、建設工事等競争入札参加資格審査受付票(以下「受付票」という。)の写し 1通

- (6) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1通

約款等の写しを添付のうえ、該当する条項を朱線等で明示しておくこと。

- (7) 振興基金が発行する債務保証承諾書(根保証用)の写し 1通

3 前項第2号については、提出時に原本を提示するものとする。

4 申請書類の提出期限は、当該請負契約の履行期限の2週間前までとする。

(債権譲渡の承諾要件)

第9条 債権譲渡は、次の各号のいずれにも該当することが確認された場合に承諾するものとする。

- (1) 申請に係る工事が第2条の条件を満たしていること。
(2) 債権譲渡人が第3条の条件を、債権譲受人が第4条の条件を満たしていること。
(3) 債権譲渡承諾依頼書が次の事項の全てを満たすこと。

ア 同じものが3通提出されていること。

イ 指定の様式を使用しており、必要事項の全てが記載されていること。

ウ 工事件名、工事場所、契約締結日、工期、請負金額、債権譲渡人の所在地、商号又は名称、及び代表者職氏名が、工事請負契約書と一致していること。

エ 債権譲渡人が使用した印が、工事請負契約書に押印したものと一致していること。

なお、契約締結後に使用印等の変更があった場合は、受付票により確認できること。

オ 債権譲受人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び使用した印が印鑑証明書及び振興基金が発行する債務保証承諾書(根保証用)の写しに記載されているものと一致していること。

カ 支払済の前払金額、中間前払金額及び部分払金額に誤りがなく、申請時点における債権譲渡額が、請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。

キ J V案件の場合は、J Vの名称、J Vの代表者及び構成員の所在地、商号又は名称並びに代表者職氏名の記載がJ V協定書と一致していること。また、J Vの代表者の使用した印は、工事請負契約書に押印したものと同一であること。なお、この場合において、J Vの構成員の押印は不要とする。

- (4) 次の事項の全てを満たす締結済みの債権譲渡契約証書の写しが提出されていること。

- ア 工事件名、工事場所、契約締結日、工期、請負金額、債権譲渡人の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名が、工事請負契約書と一致していること。
 - イ 債権譲渡人及び債権譲受人の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名が債権譲渡承諾依頼書の記載と一致していること。
 - ウ 債権譲渡人及び債権譲受人の印影が印鑑証明書と一致すること。
 - エ 譲渡対象債権の内容が、債権譲渡承諾依頼書と一致すること。
 - オ J V案件の場合は、J Vの名称、J Vの代表者及び構成員の所在地、商号又は名称並びに代表者職氏名の記載がJ V協定書と一致していること。また、押印した印がJ V協定書に押印したものと同一であること。
- (5) 工事履行報告書の実施工程により、当該工事の進捗状況が全体の2分の1以上であることが確認できること。
- (6) 発行日から3か月以内の印鑑証明書（原本）及び前条第2項第5号に該当する場合にあっては受付票の写しが提出されていること。
- (7) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出され、次のことが確認できること。
- ア 債権譲渡の承諾申請の内容と相違がなく、かつ適正な相手方が発行したものであること。
 - イ 市に提出済の保険又は保証証券等と承諾書の記載内容が一致していること。
- (8) 振興基金が債権譲受人に対して発行した融資制度についての債務保証承諾書（根保証用）の写しが提出されていること。
- (9) 当該工事請負代金債権が、債権譲受人以外の者（以下「第三者」という。）に譲渡された場合の通知が市に到達していないこと。

（債権譲渡の承諾）

第10条 債権譲渡の承諾は、第8条第2項に定める申請書類の提出を受けた後、第9条各号に定める事項を確認したうえで、債権譲渡承諾書（第7号様式）を債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通を交付することにより行う。

2 前項の交付は、申請書類の提出を受けた後、おおむね2週間以内に遅滞なく行うものとする。

なお、受付から承諾までの間に、当該工事請負代金債権が第三者に譲渡された事実について市が把握した場合には、速やかに承諾手を中止し、第11条の不承諾手続を行うものとする。

（債権譲渡の不承諾）

第11条 第8条第2項に定める申請書類の提出に不備がある場合、又は第9条各号に定め

る事項の確認ができない場合には、債権譲渡の承諾は行わない。

- 2 前項の場合には、速やかに、承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書（第8号様式）を債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通を交付する。
- 3 前項の交付は、申請書類の提出を受けた後、おおむね2週間以内に遅滞なく行うものとする。

（出来高の確認）

第12条 融資制度による融資の実行に必要な工事の出来高確認は、債権譲受人が行うものとする。

- 2 債権譲受人は、前項の出来高確認のため工事現場への立入り等が必要である場合は、事前に工事出来高確認協力依頼書（第4号様式）を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の工事出来高確認協力依頼書を受理したときは、当該依頼書に記載された債権譲渡について、譲渡承諾日から現在まで他に債権者がいない場合に限り、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを認めるものとする。
- 4 債権譲受人は、工事現場に立ち入る際は、身分証明書を持参することとし、市から求められた場合は、速やかに提示するものとする。

（融資実行の報告）

第13条 債権譲受人は、債権譲渡人に対し融資を実行した場合は、実行後1週間以内に融資実行報告書（融資制度事務取扱通知に定める様式5）を市長に提出しなければならない。

- 2 債権譲渡人は、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、基本通達14に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合は、速やかに公共工事金融保証証書の写しを市長に提出しなければならない。

（契約変更の取扱い）

第14条 債権譲渡人は、市が債権譲渡を承諾した後に契約変更により当該請負契約の契約金額が変更され、工事請負代金債権の額が変更となった場合は、債権譲受人に、工事請負変更契約書の写しを提出するものとする。

- 2 債権譲渡人及び債権譲受人は、連署により工事請負代金債権計算書（契約変更用）（第5号様式）を作成し、市長に提出するものとする。

（契約解除の取扱い）

第15条 市長は、債権譲渡を承諾した後に債権譲渡人の倒産その他の理由により当該請負契約が解除された場合は、第5条第1項ただし書きにより算出した額を工事請負代金債権の額とし、債権譲受人に通知するものとする。

- 2 債権譲渡人及び債権譲受人は、連署により工事請負代金債権計算書（契約解除用）（第6号様式）を作成し、市長に提出するものとする。ただし、債権譲渡人の倒産等により、連署による工事請負代金債権計算書（契約解除用）の作成が不可能な場合は、債権譲受人のみの記名押印により作成することができるものとする。

（工事請負代金等の請求）

- 第16条 債権譲受人は、工事請負契約書に定められた検査等の所定の手続を経て、工事請負代金及び部分払金（以下「工事請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事請負代金債権の範囲内で、市長に対し支払を請求することができる。なお、債権譲渡承諾後は、債権譲渡人は工事請負代金等の請求をすることができない。
- 2 債権譲受人が、請負契約に基づき確定した工事請負代金等の支払を市に対し請求するときは、工事請負代金請求書（第9号様式）を市長に提出するものとする。

（競争入札等における留意事項）

- 第17条 市は、債権譲渡人が債権譲渡を申請したことをもって、競争入札等において不利益な取扱いをしてはならない。

（債権譲渡の承諾に係る事務分掌）

- 第18条 債権譲渡の承諾に係る事務は、行政管理部総務課が行う。

（その他様式類等）

- 第19条 融資制度を実施するにあたって必要な債権譲受人における様式等で本基準に定めのないもの（債権譲受人の内部の処理を定めた内規、出来高確認書、債権譲渡契約証書、金銭消費貸借契約書、支払状況・支払計画書、保証事業会社の受益の意思表示書、債務保証委託書、債務保証協議書、債務保証承諾書等）は、融資制度の監督官庁又は振興基金が定めたものを準用するものとする。
- 2 債権譲受人における取扱いについては、当該債権譲受人が、債権譲受人の監督行政庁、融資制度の監督官庁あるいは振興基金等と協議のうえ、必要な手続を経て定めることとする。

付 則

この基準は、令和6年4月1日から施行し、令和8年3月31日までの間に限り効力を有するものとする。